

## 論壇

# 公益認定審議における現状と課題

平成23年6月末現在、国所管の特例民法法人数6,493法人（平成22年版特例民法法人白書）のうち、1,204（約18.5%）が移行認定・認可の申請を行っており、審査中の件数は299法人である。答申の件数は、移行認定が630法人、移行認可が277法人である。

一方、平成23年6月27日現在の山形県の県所管法人数（国から移管される予定法人を含む）は、353法人。また同日現在の申請件数は移行認定18法人、移行認可17法人、公益認定2法人である。山形県公益認定等審議会が知事に答申した法人数は、移行認定15法人、移行認可12法人、公益認定1法人である。山形県では、国所管、各都道府県所管と同様に、平成23年度と24年度に移行認定、移行認可を申請予定している法人が多い。

仄聞するところによれば、法人側では公益認定等委員会における移行認定、移行認可の「審議」に関して、想定していた期間よりも時間が掛かり過ぎるなどの不満があるようだ。

筆者が委員長代理を務める山形県公益認定等審議会における経験によれば、法人側の申請書類の不備や制度対応の理解不足などから審議会に審議案件として提出するに至らず、事務局レベルで事案が滞留している案件も少なくないことに起因していると言えよう。また、他の類似法人の申請状況を見て、申請を先延ばししている法人が多いことなどから、申請件数が少ないように推測される。

筆者は、本年5月所用で北海道に行った際、北海道総務部行政改革局法人団体担当局長等や審議会会長と意見交換する有益な機会を得た。河西邦人審議会会長はこれまでの法人認定等の審議を踏まえ、公益目的事業の類型化、審議のポイント、問題点や課題などを整理し、今後の審議に活用する内容の資料作りをする必要があるとの趣旨の意見を披瀝された。筆者も同意見である。①自治体が出捐した法人における公益目的事業内容の検討、また「指定管理者制度」等の関係の検討、②青年会議所等類似的な性格の法人、③建設業等の業界団体などの法人、④銀行等が出捐した奨学財団などの法人、⑤歴史的建造物や大規模な保有資産施設を有する法人等々、公益目的事業をタイプ別に類型化し、共通の問題や課題を整理することにより、今後の審議に活用していく必要がある。申請終了時まで、残された時間は多くはないことを再確認したい。

いでのぶお

**出井信夫** 東北公益文科大学大学院教授

### ●プロフィール

東北公益文科大学大学院教授。山形県公益認定等審議会委員長代理。経済学博士。第3セクター研究会会長。著書に『自治体の外郭団体・出資法人の公益認定』『基礎からわかる自治体の財政分析』（改訂版）（学陽書房）他。

